

資料 2

電子登録債権法（仮称）の制定に向けて
～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～

電子登録債権について

電子登録債権の検討の背景

- ◆ 手形の利用が減少
(事業者の手形残高 72兆円(H2年度)→31兆円(H17年度))
- ◆ 手形は「紙」であるため、保管コスト・紛失リスクが存在
- ◆ 事業者は201兆円にのぼる売掛金を保有(H17年度)
- ◆ 売掛債権は、債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡のリスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難

電子的手段による債権譲渡の推進によって、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備することが必要。

(注)e-Japan戦略や規制改革民間開放推進3ヵ年計画等において、電子登録債権法の制定に向けた検討を表明

電子登録債権制度の特徴

電子的な記録によって権利内容を定め、取引の安全・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度

【電子登録債権】

- ◆ 管理機関の登録原簿に記録することで、発生及び譲渡の効力が発生
- ◆ 手形と同様、原因債権とは無因の金銭債権
- ◆ 既存の債権(手形等)と異なる類型の新たな債権

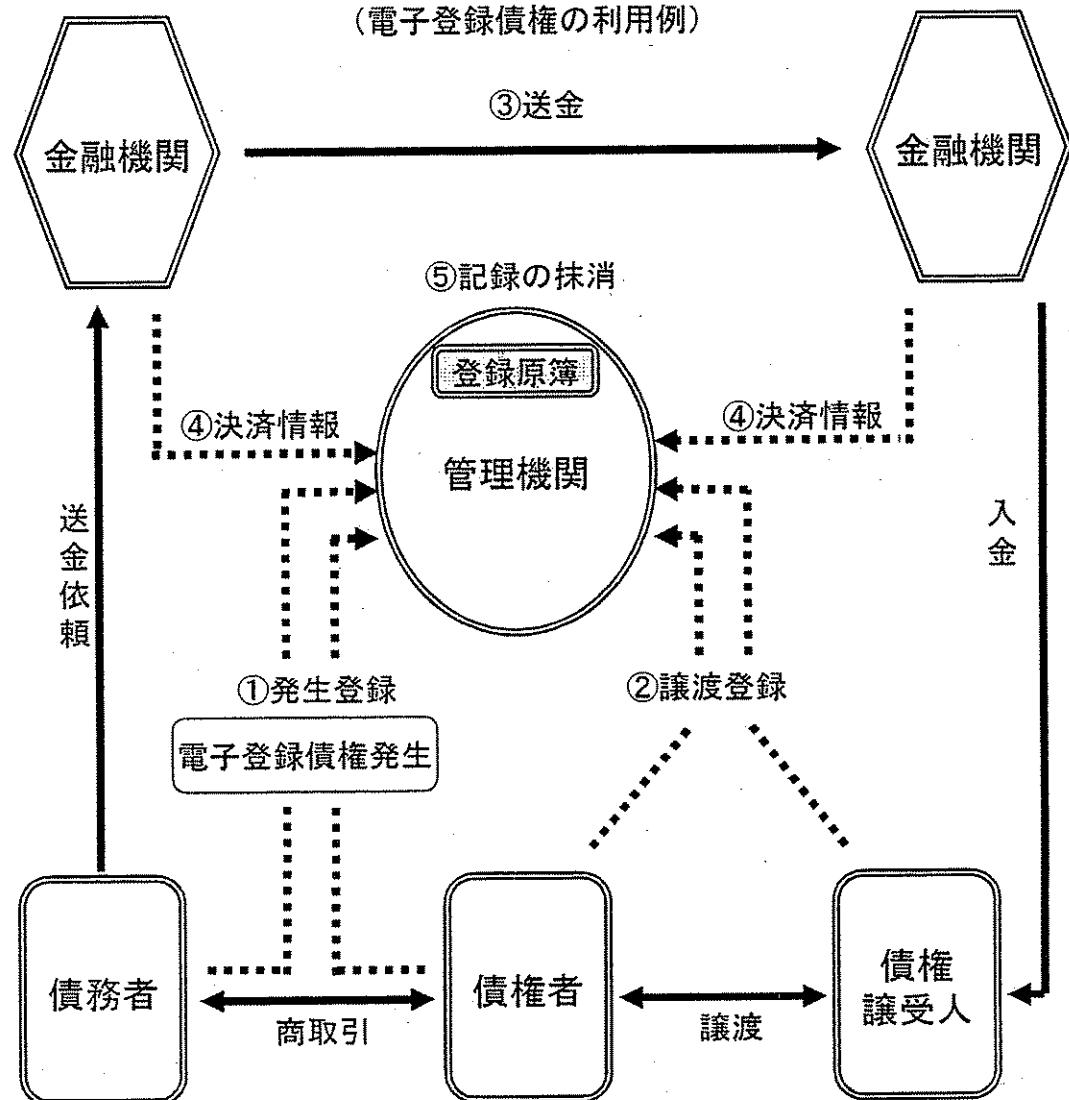
【管理機関】

- ◆ 電子登録債権の効力を発生させる登録原簿を管理
- ◆ 当事者からの請求により登録原簿の記録を行うことが基本
- ◆ ただし、債務者が支払等を行った場合に、管理機関が、請求を待たず、金融機関口座間の資金送金を確認した上で職権により登録原簿の記録を抹消する仕組み(管理機関による同期的管理)を導入

※債務者が支払をしたにもかかわらず、登録原簿の記録が抹消されない場合には、債務者に二重払いの危険が発生。

- ◆ 適切な業務運営の確保のため、所要の検査・監督規定を整備

(電子登録債権の利用例)



※電子登録債権等の呼称については、仮称である。

**電子登録債権法（仮称）の制定に向けて
～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～（概要）
(平成18年12月21日 金融審議会第二部会・ITWG報告書)**

電子登録債権の意義と管理機関の果たすべき役割

- 手形については保管コスト等の問題があり、また、指名債権については二重譲渡リスク等の問題があり、事業者が資金調達を行う際の制約要因。
- 経済のIT化が進展する中、これらの問題を克服し、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備する必要。
- 電子的な記録によって権利の発生等の効力を生じさせ、取引の安全・流動性の確保とともに利用者保護の要請に応える新たな制度として、電子登録債権制度を整備するもの。手形や指名債権に代わり、電子的手段による譲渡を通じた新たな資金調達の手段として広く利用されることを期待。
- 電子登録債権の権利の内容・帰属を定める登録原簿を管理し、業務規程等を通じて利用者の取引を規律する管理機関は、いわば社会の公器として、公正性・中立性が確保され、国民から信頼される存在である必要。

電子登録債権の決済の安全性の確保

- 電子登録債権制度においては、当事者からの請求により登録原簿の記録を行うことが基本。
- 債務の支払等に際しては、原則として、債務者は債権者が承諾しない限り登録原簿の記録の抹消の請求を行うことができないため、債務者が支払等を行ったとしても、債権者の対応如何では、債権が譲渡され、債務者に二重支払の危険が発生。このため、債務者が支払等を行った場合に、管理機関が、債権者からの請求を待たず、職権により記録の抹消を行う仕組み（管理機関による同期的管理）を導入。
- 管理機関による同期的管理の具体的な方法として、債務者・債権者間の金融機関を利用した資金送金について、管理機関が金融機関から連絡を受け、記録を抹消。

管理機関の業務の適正性の確保

- 管理機関については、①公正性・中立性の確保、②破綻の回避、③登録原簿の信頼性の確保、といった点に留意した制度設計が必要。具体的には以下の要件が必要。
 1. 専業（公正性・中立性、他業の破綻リスクの影響等の点から、兼業は認めず）
 2. 財産的基盤（システム投資や安定的・継続的な管理業の運営のために必要）
 3. 業務遂行能力（情報管理態勢の整備、管理機関による同期的管理 等） 等
- 管理機関類似の社債等振替機関を参考に、指定制等を検討。
- 適切な業務運営の確保のため、所要の検査・監督規定を整備。

その他の検討事項

- 利用者保護のための適切な措置（管理機関の秘密保持、利用者への業務規程等の周知 等）。
- 電子登録債権は一定の流通性が確保され、多様な利用方法が考えられる仕組みであり、金融商品として広く取引される可能性があることを踏まえ、金融商品取引法等の規制を適用することを検討。
- 電子登録債権のネットティングについて、利用者保護等の観点から適切な対応を検討。
- 管理機関の保有する電子データ交換の技術等の標準化等に関しては、実務を踏まえた適切な対応を期待。

電子登録債権法案（仮称）

手形

- ・紙媒体を利用することに内在する、保管コストや紛失リスクの問題などから、手形の利用が減少
(事業者の手形残高 72兆円(H2年度)→31兆円(H17年度))

売掛債権

- ・売掛債権は、債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡リスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難
(事業者は201兆円にのぼる売掛金を保有(H17年度))

事業者の資金調達の円滑化等を図ることが必要。

電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度を創設。

【法律の概要】

(電子登録債権に関する私法上の規律)

○電子登録債権の性質

- ・磁気ディスク等をもって作成される登録原簿への登録を発生・譲渡の効力要件とする金銭債権
- ・登録原簿の記録により、権利の内容を規定

○電子登録債権の取引の安全の保護

- ・善意取得や人的抗弁の切断の制度を創設
- ・登録原簿上の債権者への支払につき支払免責の制度を創設

○その他

- ・手形保証類似の独立性を有する登録保証や、電子登録債権を目的とする質権の制度を創設
- ・登録事項の変更、登録業務に関する管理機関の責任、登録記録等の開示等についての規定を整備

(電子登録債権の管理機関に対する監督等)

○管理機関の業務の適正性の確保

- ・主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を管理業を行う者として指定
- ・公正性・中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、管理機関の兼業を禁止
- ・業務の適切かつ確実な遂行を図るために、所要の検査・監督規定を整備

○その他

- ・電子登録債権が金融商品として広く取引される場合に、金融商品取引法の規制を適用。